

## 平成23年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、この比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となる場合は『財政健全化計画』あるいは『財政再生計画』を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となる場合は『経営健全化計画』を策定する必要があります。

法の規定により公表するのは、以下の健全化判断比率と資金不足比率となります。

### I 健全化判断比率

①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

### II ⑤資金不足比率

#### 〔I 健全化判断比率〕

(単位：%)

指 標	仁 木 町	前年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	※1 -	-	15.00	20.00
②連結実質赤字比率	※2 -	-	20.00	※3 30.00
③実質公債費比率	16.9	17.2	25.0	35.0
④将来負担比率	62.4	64.0	350.0	

※1、2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「-」で表示しています。

※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は、3年間の経過措置があります。

(市町村は、平成20年度決算40% →平成21年度決算40% →平成22年度決算35%  
平成23年度決算以降は30%です。)

#### 〔II ⑤資金不足比率〕

(単位：%)

指 標	仁 木 町	前年度(参考)	経 営 健 全 化 基 準
簡易水道事業特別会計	※4 -	-	20.00

※4 資金不足比率は、資金不足額がないため、「-」で表示しています。

## 【用語解説】

### I 健全化判断比率

#### ①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

#### ②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すのが『連結実質赤字比率』です。

#### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率です。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが『実質公債費比率』です。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

#### ④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率です。

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すのが『将来負担比率』です。

### II ⑤資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すのが『資金不足比率』です。

**【留意事項】** 地方公共団体財政健全化法上の財政指標は、法定の指標であり、財政の健全化や再生の観点から、地方公共団体の財政の実態を明らかにするための最低限のルールとなります。

従って、各財政指標が早期健全化基準を下回れば財政運営上なんら問題がないということではなく、他の指標の活用も含め、これからも財政状況を的確に分析し、自主的に必要な対応を行う等、適切な財政運営に努めなければなりません。

●仁木町の会計区分における健全化判断比率・資金不足比率のイメージ



※1 簡易水道事業特別会計は、準元利償還金の対象会計であるため、算定の対象となります。

※2 北後志消防組合及び北しりべし廃棄物処理広域連合の会計(組合等が起こした地方債に対する負担金の額)が算定の対象となります。